

平成30年6月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 平成30年 7月 4日(水) 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時52分

場所 第2委員会室

出席委員 神尾高善委員長
浅井明副委員長
松澤正委員、柿沼トミ子委員、小川真一郎委員、荒川岩雄委員、長峰宏芳委員、
井上将勝委員、石渡豊委員、石川忠義委員、木下博信委員、藤井健志委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
知久清志福祉部長、江森光芳地域包括ケア局長、沢辺範男副部長、
小池要子少子化対策局長、細野正福祉政策課長、加藤誠社会福祉課長、
村瀬泰彦障害者福祉推進課長、和泉芳広障害者支援課長、
関口修宏福祉監査課長、縄田敬子地域包括ケア課長、金子直史高齢者福祉課長、
高島章好少子政策課長、西村朗こども安全課長、
[保健医療部]
芦村達哉疾病対策課長
[産業労働部]
仲田孝幸雇用労働課副課長、竹内正明産業人材育成課副課長
[教育局]
橋本晋一特別支援教育課主幹兼主任指導主事

会議に付した事件

障害者の自立支援について
生活保護について

小川委員

- 1 障害者数が伸びており、地域性があると思うが、都市部だけでなく、県北部にも多い。県北部には市街化調整区域が多いが、福祉部として、市街化調整区域であってもグループホームの設置がしやすくなるような対策はあるか。
- 2 昔、地元の深谷市で、暴力団が市の職員を脅かして生活保護を不正受給をしていた。このように、職員だけでは対応できないような事案もあると思う。例えば、警察官のOBをアドバイザーとして配置するなど、福祉部として市町村に対する支援ができないか。

障害者支援課長

- 1 グループホームは、障害者が安心して暮らしていける場所として、確保・整備しているものである。市街化調整区域であっても、そこに障害者が暮らす住まいが必要であるならば、設置できるように考えていきたい。市街化調整区域での整備は都市計画法上の許可が必要であり、開発審査会に諮らなければならない。以前は、開発審査会へのルートが設定されていなかったため、福祉部から都市整備部へ働き掛け、審査会に諮る際の基準をつくったという経緯がある。今後も、市町村とも協力して認められやすい環境をつくり、整備の促進を図っていく。

社会福祉課長

- 2 平成30年度は、22の市が警察官のOBを配置している。このうち、不正受給の調査摘発を専門に行う組織を持っているのが1市、不正受給を調査する職員として配置している市が11市ある。これらの対策は非常に有効な取組であるため、県では、市町村を集めた研修会で紹介するなど普及を図っている。

柿沼委員

- 1 障害者スポーツの振興は多くの人に夢と希望を与える。スポーツ局や教育局とどのような連携をして選手の育成をしているのか。
- 2 盲学校へ行った時に、目が見えないのに砂で絵を描くような非常に優れた能力を持った子供たちがいた。障害がある方の芸術文化活動に関してどのようなことに力を入れているのか。
- 3 生活保護受給者で長い方はどのくらいの期間保護を受けているのか。また、自立に向けてどのように働き掛けているのか。
- 4 生活保護世帯等の子供たちに対して、学習支援と同時に、貧困の原因にもなっている「食」に関して、毎日の給食以外で、例えば子ども食堂などの支援を行っているのか、また、行っているのであればどの程度、どのように実施されているのか教えていただきたい。

障害者福祉推進課長

- 1 スポーツ局のオリンピックを目指す選手を支援する事業を参考に、今年度からパラリンピックを目指す選手25人に対して助成を行うパラドリームアスリート事業を始めた。教育局には、選手の発掘に当たり、普通学校や特別支援学校に広報の協力をお願いしている。また、特別支援学校の教員にコーチとして支援・協力をお願いしている。今

年度の新規事業として、障害者スポーツの理解促進のため、小中学校や県立高校でのパラスポーツの体験会を連携して実施していく。さらに、障害者がスポーツを行う場を作り出すため、特別支援学校生徒やOBを巻き込んだスポーツサークルづくりも教育局の協力を得ながら進めていく。

- 2 障害のある方の中にも優れた感性を持っている方が多くいる。こうした方々の活動を県民に広く伝えていく必要がある。最近ではホテルに1枚プロジェクトをはじめ、障害のある方のアート作品の展示を行っている。長期的に続けている取組として近代美術館で開催している障害者アート企画展なども行っている。今後も県民の目に広くとどめていただけるような取組を進めていく。

社会福祉課長

- 3 生活保護受給者がどのくらいの期間保護を受けているのかというデータは保有していない。参考であるが、保護を廃止するまでの受給期間については全体の約3割が5年以上保護を受給している状況となっている。自立に向けた支援をしていくことは非常に重要である。ただし、今非常に増えている高齢者世帯は、働いて自立をさせるというのが大変難しい。それ以外の働ける世帯に対しては、しっかりとした就労支援を実施し、できるだけ早く自立に向かうように一所懸命これからも取り組んでいきたいと考えている。
- 4 今回、モデルで実施する事業では、学習以外の生活上の支援に重点を置いたものにしたと考えている。生活規範を身に付けるということが大変重要である。その一環として、保護世帯等は「食」に関して課題が様々あることから、食育という視点も組み込んで支援していく。

少子政策課長

- 4 子ども食堂に関する取組として、まず昨年夏に実態調査を行ったところ、県内に76か所あることが分かった。直近の数字としては、今年1月時点で34市町村83か所で展開されている。課題としては、子ども食堂を必要としている子供に情報が届かないことや運営上のノウハウの共有がある。こうした課題を解決するためには地域における顔の見える関係づくりが重要であると考え、今年1月、子ども食堂に関するフォーラムを開催し1,035人が参加した。今後も学校機関やNPO、企業などに情報が届くネットワークを作っていきたいと考えている。

柿沼委員

- 1 パラドリームアスリート事業特別強化指定の25人は、どのような選手がどのように選考されたのか。
- 2 若い家庭で余り収入がなく子育てをしながら朝から晩まで働いている世帯でも、税金や医療費を払っている。ややもすると生活保護以下の実収入になっている世帯もある。生活保護を受けるなどとは言わないが、生活保護を受ける方に対する自立支援をしっかりと行い、納税者を増やしていただくようにぜひ頼みたいと思うがいかがか。
- 3 生活保護について、学習支援以外にも、食に対する支援も重要である。県内に子ども食堂が83か所あるとのことだが、子供たちが自力で通える身近なものとするべきではないか。

障害者福祉推進課長

- 1 広くパラリンピックを目指す選手を公募した後、庁内に選手選考委員会を設けた。公益財団法人日本障がい者スポーツ協会や大学教授などの有識者を含めた委員により選考し、最終的に車いすバスケットボール5人、陸上3人、車いすテニス3人など25人を選考した。

社会福祉課長

- 2 就労が可能な方については、就労支援員を配置して、自立に向けた支援を行っている。平成28年度は2,380人の方が増収又は新たに就労するという実績も出ている。就労してもそれで一家の生活が賄えるほどの収入は得られないという状況もあるので、生活が成り立つように今後もしっかりとした自立に向けた支援をしていきたい。

少子政策課長

- 3 現場からは、中学校区ないし小学校区内に一つ、子ども食堂があることが望ましいとの意見も頂いている。子ども食堂を一過性のブームではなく、継続した地域の居場所として定着させていきたい。ただ、子ども食堂であるかどうかという枠・線引きをすることは避けなければならない。子ども食堂を行いたい方と応援したい方のネットワークを、県全体でしっかりと作っていくことが重要である。今年1月にフォーラムを開催したが、それよりも大規模なものを今年の秋に企業を交えて開催したいと考えている。その中で食材の確保や安全管理に関する情報共有、人材育成といったことに対応していきたい。

木下委員

- 1 若年性認知症の方も障害者の就労支援のサービスの対象に含まれるのか。
- 2 主治医の診断書に不正が疑われても、それを立証するのが現場では非常に難しく苦勞していると聞いている。第三者的立場の医師がもう一度診断して診断書に不正がないかどうか確認するような制度があればいいと思う。これについて、県が既にそういうサポートをしているとか、国に制度化の要望をしているとか、そういう状況になっているのであれば教えていただきたい。

地域包括ケア課長

- 1 若年性認知症の方も精神障害者保健福祉手帳を取得できる。取得すれば障害者の就労支援の枠組みの中に入る。

障害者支援課長

- 1 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが受けられることもあるので、窓口である市町村の方に相談していただきたいと考える。

社会福祉課長

- 2 主治医の診断書に疑義がある場合、検診命令という形で主治医以外の医師の診断を受けさせることが可能となっており、必要に応じて現在でも活用されている。

木下委員

検診命令で診断する医師は、受給者が自分で選択するのか、それとも福祉事務所が指定するのか。

社会福祉課長

福祉事務所が指定できることになっている。

木下委員

検診命令はハードルがそれほど高くなく、手続を踏めば行うことができるようになって
いるか。

社会福祉課長

主治医の診断書に疑義がある場合には、手続を踏めば検診命令を行うことができるよう
になっている。

井上委員

- 1 無料低額宿泊所等の指導において居室状況や契約内容、サービスの実施状況を確認す
る中で、宿泊所自体が消防法に違反しないかとか、火事が起きたらどうするのかといっ
たことも確認されているのか。
- 2 数年前、他の自治体で生活保護行政に関わっている方がウインドブレーカーを作っ
ていたということがあった。そうすることで生活保護を受けている方を偏見の目で見てし
まうのではないかという怖さがある。職員のメンタルケアや倫理観を高めるために県と
してどのように対応しているのか。
- 3 ボッチャや車いすバスケットボール、パラ水泳などでは、練習場所の確保に苦勞して
いる選手がいる。障害者スポーツの練習場所の確保について県としてどのように考えて
いるのか。
- 4 ボッチャの高橋和樹選手など、パラドリームアスリート事業に認定された選手は、特
例として練習場所である障害者交流センターなどに用具を置いてもらうことが可能か
どうか伺いたい。
- 5 資料「障害者の自立支援について」の中に難病患者の自立支援に関する記述がないが、
福祉の仕事ではないとの理由からなのか伺いたい。

社会福祉課長

- 1 県所管の全ての無料低額宿泊所について毎年1回の調査を行っている。古い建物を間
仕切りして部屋にしているなど、建築基準法や消防法に違反している施設もある。昨年
の調査で違反は5施設あり、消防などと連携を取りながら改善の指導を行っているところ
である。
- 2 小田原市でウインドブレーカーの事件が起こった背景として、新聞報道等によれば、
ケースワーカーが業務に追われ、困難な事例を抱える中で、ストレスを抱えていたとい
うことがある。したがって、しっかりとした職員の体制を取っていくことが重要である。
現在、被保護世帯が増加し、ケースワーカー数が国の標準数を満たしていない福祉事務
所が多い。そのため、一人当たりの受け持ちケースが多くなっていることが大きな要因
となっている。県として適正な配置をするよう市に対して要請しているが、引き続き要
請を行っていきたい。また、若い職員が多く、平均在職年数が約2年であり、知識や経
験も足りないということがあるため、研修をしっかりと行っていくことが重要と考え、
県では全ての福祉事務所を対象に研修を行っている。引き続き、研修を実施し、問題が
起こらないように取り組んでいきたい。

障害者福祉推進課長

- 3 練習場所の確保について、県立だけではなく市町村のスポーツ施設でも障害者スポーツの受入れが進んでいる現状がある。更に広く進めるため、今年度は新たにスポーツ施設向けの障害者受入マニュアルを作成していく予定である。また、マニュアル作成だけではなく、研修会を通じて各スポーツ施設の職員に受入れについて積極的に働き掛けていく。
- 4 用具の保管場所については施設の管理責任上難しい部分がある。高橋選手の場合はパラリンピックを目指すため、練習の日数や量も一般の方よりも多いと思われる。また、一方で、公平性の問題など難しい部分もあるかもしれないが、障害者交流センターに話をしてみたい。

障害者支援課長

- 5 難病患者であっても障害福祉サービスを利用できる場合がある。

疾病対策課長

- 5 難病患者に対する支援については、県では、難病相談支援センターを委託により県内2か所に設置している。一つは、国立病院機構東埼玉病院内に設置し、主に医療面についての相談に対応している。もう一つは、埼玉県障害難病団体協議会に委託し、ピアサポートとして難病患者やその家族の方が主に生活相談や就労相談などに対応している。

井上委員

- 1 発達障害や高次脳機能障害についてはこの資料に記載があるが、難病については記載がないため難病患者がこれを見たら疑問に思ってしまう。同じことをやっているのであれば、それも記載した方が説明しやすいと思うがいかがか。
- 2 今年度、新たに障害者雇用総合サポートセンターが設置されたが、ここでの支援には難病は含まれないと聞いている。せっかくこうしたすばらしいセンターができたので、難病の就労支援についてもすぐにはできなくても将来的には含めていただきたいと思うがいかがか。

障害者福祉推進課長

- 1 資料の作成に当たっては、委員から指摘があったような配慮に欠けると思われる部分がないように留意していく。

雇用労働課副課長

- 2 民間企業には障害者の法定雇用率があり、雇用率に含まれない障害者手帳を持たない難病患者を受け入れるのは難しいのが現状である。しかし、難病患者の雇用については一定のニーズもあることから、法定雇用率を満たしている企業で更に社会貢献したいというような企業に働き掛けていくことは可能である。障害者雇用総合サポートセンターでは、障害者雇用の支援を行った企業で、更に雇用したいという企業に対しては、継続して支援を行うネットワークができています。そうした中で、企業の意識を確認しながら、受入可能な企業があれば働き掛けていきたい。

藤井委員

障害を持つ方が増加傾向にある中で、特別支援学校の皆さんから、教室が足りていない

とか、資料室などを教室にして使用しているといった話をよくお聞きする。募集人員と入学志願者とのバランスなど、今後の児童生徒数の見込みについて伺いたい。

特別支援教育課主幹兼主任指導主事

特別支援学校においては、児童生徒数が増えているという状況がある。高等部では小中学校の特別支援学級にいた生徒が入ってくる関係もあり、特に知的障害の特別支援学校において児童生徒数が増えている。そのため、教育委員会としては、新たに学校を作るなどの対応をしている。

松澤委員

障害児入所施設の待機者についての現状と今後の見通しについて伺いたい。

障害者支援課長

在宅でショートステイや通所サービスを利用し入所を待っている状況である。また、今後の見通しについてだが、医療型施設については、今年の4月に旧小児医療センター跡地に新たな施設がオープンしたため、条件が整えば入所できる。福祉型施設については、現在、定員が一杯となっていない施設もあるが、障害の特性や自宅からの距離等から、適当な施設が見つからないといったケースもある。こうした方も適切な施設が見つければ入所も可能となる。

石川委員

- 1 知的障害者の入所待機者数が増加している中、平成30年度の入所定員が平成29年度に比べて若干減っているが、その背景を伺いたい。
- 2 県の機関では、今年度から精神障害者の採用を始めたと伺った。一方で、知的障害者の雇用の状況はどうなっているのか。今後採用していく予定はあるのか。

障害者支援課長

- 1 直近で入所施設の定員が減ったのは、従前の2人部屋であったものを個室化したことによるものである。入所施設については、国の方針でなかなか整備が認められないという傾向にある。埼玉県としては、必要な施設は整備するべきだとして、個別に要望活動をしており、幾つかの補助内示を受けているという段階である。引き続き、入所施設の整備については国に要望していきたいと考えている。

雇用労働課副課長

- 2 県の機関では、今年度から新たに精神障害者の職員採用選考を実施することとし、7月2日から受験の受付を開始した。現在、教育委員会を除く知事部局等の障害者雇用率は2.62パーセントとなっており、内訳としては、身体障害者が約95パーセントと多く、知的障害者は約2パーセントにとどまっている。職員の採用については、知事部局では総務部人事課が所管しており、今後、知的障害者の採用をどうしていくのかについて、詳細は把握していない。なお、今回の精神障害者の募集は、小中学校事務や警察事務も含めて人事委員会が行っており、知事部局だけではなく各任命権者にわたる話である。

石川委員

職員の採用は所管が違うとのことだが、担当課として、知的障害者を採用するべきだという、所管課との意思疎通はないのか。

雇用労働課副課長

採用の予定については共有していなかったが、障害者の就労のため取り組んでいる県庁内職場実習については、人事課と雇用労働課が共同で実施しており、一定の意思疎通はしている。

石川委員

担当課としては、県で知的障害者を雇用することについてどう思うのか。

雇用労働課副課長

当課の担当業務は、民間企業で障害者雇用を進めることである。民間企業に働き掛けるのであれば、まず、自ら行うことも必要であると思う。

石川委員

福祉部として、知的障害者の雇用の促進に当たり、所管部局とどのように進めていくのか、部長の意見を伺いたい。

福祉部長

民間企業に対しても知的障害者の雇用に働き掛けていることから、福祉部としても、総務部などの関係部局と相談を進め、知的障害者の雇用の促進に努めていきたい。

荒川委員

- 1 平成28年度の平均工賃月額1万4,492円とあるが、これで自立した生活ができるのか。1日当たり725円しかない。一般就労できない障害者にはいろいろな助成制度があるが、例えばこうした助成金の一部を使って工賃を増やすなど、働いている障害者の方の価値をもう少し高めるべきではないかと考えるがいかがか。
- 2 生活保護受給者における後発医薬品の使用割合は75.1パーセントとのことだが、更なる向上を図るべきではないか。

障害者支援課長

- 1 工賃月額1万4,492円だけでは生活できないことは承知している。就労継続支援の事業所の利用は、一般就労が困難な方であることを前提としており、様々な障害特性の中で作業に取り組んでいることから、平均工賃の向上は大変に難しい環境にある。また、就労継続支援は、就労を通じて障害者の社会参加を実現し、生きがいを感じていただけることも目的である。全体で考える必要があり、保護者の方からは、工賃の経済性だけを追求することを疑問視する声もある。委員の御指摘は、今後の課題と考える。

社会福祉課長

- 2 後発医薬品が使用されない理由として多いのは、医師が医学的な見地から後発医薬品の必要性を認めない場合や、薬局に備蓄がない場合である。本年6月に生活保護法が改正され、生活保護受給者に対する処方後発医薬品が原則となった。このため、今後、

使用割合は増えていくものと想定している。

荒川委員

- 1 一般の人の後発医薬品の使用割合はどのくらいか。また、生活保護法の改正は後発医薬品を義務化するものではないと思うがどうか。
- 2 障害者が頑張って働いたことをもっと実感できるような工賃にすべきではないか。今の工賃ではそういう実感を持つことはできない。例えば何か法律等で制限があって工賃を上げることができないのか。考えを伺いたい。

社会福祉課長

- 1 後発医薬品の使用割合について、埼玉県の数値がないため、全国の数字になるが65.8パーセントである。また、今回の生活保護法の改正は、使用を原則化するものであり、医師等が医学的知見に基づいて後発医薬品を処方することが適当でないとは判断する場合は、従前どおり先発医薬品が処方される。

障害者支援課長

- 2 障害者が自立した生活を送れるように、障害基礎年金やグループホームの場合の家賃補助など他の現行制度を含めて、全体的に工賃というものを考えている。工賃に関しては、ある製品を作ってそれを売った場合の利益から必要経費を引いたものを障害者の方に分配するという仕組みになっている。工賃を上げるために他の部分から分配するというのはなかなか難しいものと考えている。

荒川委員

医師が先発医薬品でなければならないと言うことがあるのか。そうすると後発医薬品は悪いということになるが、それなのに一般国民に安い薬を買えと言うのか。医師が先発医薬品でなければならないと言うのであればおかしい。薬剤師も同じようなことを考えている者がいるのか。また、後発医薬品の使用割合だが、生活保護を含まない一般国民だけの割合を教えてください。

社会福祉課長

生活保護を含まない一般の人の使用割合で65.8パーセントである。後発医薬品は主要な効能成分が先発医薬品と同じものであって、付加されている成分に違うものが入っていることもあり、患者に対する効果が異なることもある。医学的な見地からこの患者には効果がないと判断されれば、先発医薬品を処方することもあると聞いている。

少子化対策局長

後発医薬品の使用については専門的な要素もあるため、後ほど、担当課と改めて説明をさせていただきたい。

石渡委員

- 1 障害者の自立支援について、知的障害者入所施設は、入所待機者が増加しているにもかかわらず、直近の5年間で1施設も新設されていない。県としてもっと整備していくべきと考えるがいかがか。また、知的障害者の入所待機者数の増加の原因は親亡き後を不安に思う故である。入所待機者の親の年齢を調査してもらいたい。

- 2 グループホームには軽度や中度の知的障害者は入所できるが、強度行動障害等の重度の知的障害者はグループホームに入所できない。重度の知的障害者の住まいを誰がどのように確保するのか。

障害者支援課長

- 1 昨年度、国に認められた1施設の整備を現在進めているところである。県としては必要な施設は整備するという方針の下、引き続き国と協議していきたい。また、入所待機者の親の年齢については調査する。
- 2 グループホームはこれまで自立度の高い方向けであったが、国も重度化に対応したグループホームの必要性を考慮し、グループホームの制度の創設や看護師配置の加算等を設けた。国庫補助や加算等については、親の気持ちを忘れず、更なる拡充を国に要望していく。

石渡委員

国に対する要望や協議は、市や町ではなく、県でしかできない。もっと言えば我々県議会議員の仕事かもしれない。福祉部だけではなく、私たち県議会議員も一体となって、国へ働き掛けていく。(意見)